

議第13号

高山市下水道条例及び高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市下水道条例及び高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域の見直しを行うため改正しようとする。

高山市下水道条例及び高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

(高山市下水道条例の一部改正)

第1条 高山市下水道条例(平成16年高山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
1 公共下水道			1 公共下水道		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域
高山市下水道センター	高山市冬頭町33番地	高山市の一部及び高山市一之宮町の一部	高山市下水道センター	高山市冬頭町33番地	(この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。) 高山市西洞町、宗猷寺町、天性寺町、愛宕町、若達町1丁目、若達町2丁目、春日町、島川原町、堀端町、馬場町1丁目、馬場町2丁目、吹屋町、大門町、鉄砲町、森下町1丁目、森下町2丁目、城山、神明町1丁目、神明町2丁目、神明町3丁目、神明町4丁目、上一之町、下一之町、上二之町、下二之町、上三之町、下三之町、片原町、左京町、桜町、八幡町、大新町1丁目、大新町2丁目、大新町3丁目、大新町4丁目、大新町5丁目、上川原町、川原町、西町、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、八軒町1丁目、八軒町2丁目、八軒町3丁目、有楽町、相生町、花川町、名田町1丁目、名田町2丁目、名田町3丁目、名田町4丁目、名田町5丁目、名田町6丁目、天満町1丁目、天満町2丁目、天満町3丁目、天満町4丁目、天満町5丁目、天満町6丁目、花里町1丁目、花里町2丁目、花里町3丁目、花里町4丁目、花里町5丁目、花里町6丁目、朝日町、未広町、七日町1丁目、七日町2丁目、七日町3丁目、神田町1丁目、神田町2丁目、総和町1丁目、総和町2丁目、総和町3丁目、初田町1丁目、初田町2丁目、初田町3丁目、花岡町1丁目、花岡町2丁目、花岡町3丁目、江名子町、片野町、片野町1丁目、片野町2丁目、片野町3丁目、片野町4丁目、片野町5丁目、片野町6丁目、石浦町、石浦町1丁目、石浦町2丁目、石浦町3丁目、石浦町4丁目、石浦町5丁目、石浦町6丁目、石浦町7丁目、石浦町8丁目、石浦町9丁目、松倉町、越後町、千島町、西之一色町1丁目、西之一色町2丁目、西之一色町3丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、岡本町1丁目、岡本町2丁目、岡本町3丁目、岡本町4丁目、上岡本町、上岡本町1丁目、上岡本町2丁目、上岡本町3丁目、上岡本町4丁目、上岡本町5丁目、上岡本

--	--	--

		町6丁目、上岡本町7丁目、上岡本町8丁目、下岡本町、本母町、冬頭町、松本町、下切町、中切町、上切町、赤保木町、下林町、山田町、下之切町、新宮町、八日町、前原町、上野町、三福寺町、東山町、曙町1丁目、曙町2丁目、曙町3丁目、曙町4丁目、長坂町、日の出町1丁目、日の出町2丁目、日の出町3丁目、松之木町、大洞町、漆垣内町、塩屋町、山口町、緑ヶ丘町1丁目、緑ヶ丘町2丁目、旭ヶ丘町、匠ヶ丘町、問屋町、桐生町1丁目、桐生町2丁目、桐生町3丁目、桐生町4丁目、桐生町5丁目、桐生町6丁目、桐生町7丁目、桐生町8丁目、中山町及び一之宮町
--	--	--

2 特定環境保全公共下水道

名称	位置	処理区域
高山市荘川浄化センター	高山市荘川町牛丸266番地5	高山市荘川町牛丸、荘川町牧戸、荘川町中畑、荘川町新淵の一部、荘川町町屋、荘川町猿丸、荘川町惣則、荘川町一色の一部、荘川町黒谷の一部、荘川町寺河戸の一部及び荘川町三尾河
高山市久々野浄化センター	高山市久々野町久々野2764番地7	高山市久々野町無数河の一部、久々野町久々野の一部及び久々野町山梨の一部
高山市朝日浄化センター	高山市朝日町小谷866番地	高山市朝日町見座、朝日町小瀬、朝日町立岩、朝日町小谷、朝日町甲、朝日町万石、朝日町上ヶ見、朝日町青屋の一部、朝日町寺澤、朝日町浅井、朝日町大廣及び朝日町黒川
高山市国府浄化センター	高山市国府町広瀬町1514番地	高山市国府町広瀬町の一部、国府町木曾垣内の一部、国府町蓑輪の一部、国府町半田の一部、国府町鶴巢の一部及び国府町三日町
高山市宇津江浄化センター	高山市国府町宇津江22番地1	高山市国府町宇津江の一部、宇津江2区及び宇津江3区
高山市平湯浄化センターの項 (略)		
高山市新平湯浄化センター	高山市奥飛驒温泉郷村上	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根の一部、村上及び柏当
高山市福地浄化センターの項 (略)		
高山市本郷浄化	高山市上宝町吉	高山市上宝町在家、本郷及び吉野の一部

2 特定環境保全公共下水道

名称	位置	処理区域 (この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。)
高山市荘川浄化センター	高山市荘川町牛丸266番地5	高山市荘川町三尾河、荘川町寺河戸、荘川町黒谷、荘川町惣則、荘川町一色、荘川町猿丸、荘川町新淵、荘川町町屋、荘川町中畑、荘川町牧戸及び荘川町牛丸
高山市久々野浄化センター	高山市久々野町久々野2764番地7	高山市久々野町無数河、久々野町久々野及び久々野町山梨
高山市朝日浄化センター	高山市朝日町小谷866番地	高山市朝日町見座、朝日町小瀬、朝日町立岩、朝日町小谷、朝日町甲、朝日町万石、朝日町上ヶ見、朝日町青屋、朝日町寺澤、朝日町浅井、朝日町大廣及び朝日町黒川
高山市国府浄化センター	高山市国府町広瀬町1514番地	高山市国府町三川、国府町上広瀬、国府町広瀬町、国府町三日町、国府町蓑輪、国府町今、国府町宮地、国府町東門前、国府町西門前、国府町八日町、国府町漆垣内、国府町半田、国府町木曾垣内、国府町鶴巢及び国府町山本
高山市宇津江浄化センター	高山市国府町宇津江22番地1	高山市国府町宇津江
高山市平湯浄化センターの項 (略)		
高山市新平湯浄化センター	高山市奥飛驒温泉郷村上	高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根、奥飛驒温泉郷村上及び奥飛驒温泉郷柏当
高山市福地浄化センターの項 (略)		
高山市本郷浄化	高山市上宝町吉	高山市上宝町在家、上宝町本郷及び上宝町吉野

センター	野 3 5 9 0 番地 1	
高山市栃尾浄化センター	高山市奥飛驒温泉郷笹嶋 2 5 4 番地 1	高山市奥飛驒温泉郷栃尾、今見、笹嶋及び田頃家の一部

センター	野 3 5 9 0 番地 1	
高山市栃尾浄化センター	高山市奥飛驒温泉郷笹嶋 2 5 4 番地 1	高山市奥飛驒温泉郷中尾、奥飛驒温泉郷神坂、奥飛驒温泉郷栃尾、奥飛驒温泉郷今見、奥飛驒温泉郷田頃家及び奥飛驒温泉郷笹嶋

(高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例（平成 1 1 年高山市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
1 農業集落排水処理施設			1 農業集落排水処理施設		
名称	位置	処理区域	名称	位置	処理区域 (この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。)
生井地区農業集落排水処理施設	高山市岩井町 2 3 6 0 番地 3	高山市滝町の一部及び岩井町の一部	生井地区農業集落排水処理施設	高山市岩井町 2 3 6 0 番地 3	高山市滝町及び岩井町
滝地区農業集落排水処理施設	高山市滝町 6 8 3 番地	高山市滝町の一部	滝地区農業集落排水処理施設	高山市滝町 6 8 3 番地	高山市滝町
岩井地区農業集落排水処理施設	高山市岩井町 2 0 8 3 番地 3	高山市岩井町の一部	岩井地区農業集落排水処理施設	高山市岩井町 2 0 8 3 番地 3	高山市岩井町
丹生川中央地区農業集落排水処理施設	高山市丹生川町 町方 9 0 4 番地	高山市丹生川町町方の一部 高山市丹生川町坊方の一部	丹生川中央地区農業集落排水処理施設	高山市丹生川町 町方 9 0 4 番地	高山市丹生川町坊方及び丹生川町町方
桐山地区農業集落排水処理施設の項・板殿地区農業集落排水処理施設の項（略）			桐山地区農業集落排水処理施設の項・板殿地区農業集落排水処理施設の項（略）		
大萱地区農業集落排水処理施設	高山市丹生川町 大萱 1 1 7 1 番地 3	高山市丹生川町大萱の一部	大萱地区農業集落排水処理施設	高山市丹生川町 大萱 1 1 7 1 番地 3	高山市丹生川町大萱
北平地区農業集落排水処理施設の項（略）			北平地区農業集落排水処理施設の項（略）		
坊方地区農業集落排水処理施設	高山市丹生川町 坊方 1 7 2 0 番地	高山市丹生川町坊方の一部	坊方地区農業集落排水処理施設	高山市丹生川町 坊方 1 7 2 0 番地	高山市丹生川町坊方
細下地区農業集落排水処理施設	高山市丹生川町 細越 2 6 6 番地 2	高山市丹生川町細越高山市丹生川町下保の一部	細下地区農業集落排水処理施設	高山市丹生川町 細越 2 6 6 番地 2	高山市丹生川町北方、丹生川町下保及び丹生川町細越

折敷地地区農業 集落排水処理施 設	高山市丹生川町 折敷地 2 番地 3 7	高山市丹生川町折敷地の一部
旗鉾地区農業集 落排水処理施設	高山市丹生川町 旗鉾 3 0 番地 4	高山市丹生川町旗鉾の一部
三日町地区農業 集落排水処理施 設	高山市清見町三 日町 1 3 7 1 番 地 2	高山市清見町三日町の一部、清見町牧ヶ洞の一部、清見町藤瀬の一部、清見町福寄の一部及び清見町三ツ谷の一部
大原地区農業集 落排水処理施設	高山市清見町大 原 8 7 6 番地 1	高山市清見町大原の一部
野々俣地区農業 集落排水処理施 設	高山市荘川町 野々俣 7 7 9 番 地	高山市荘川町野々俣の一部
六厩地区農業集 落排水処理施設	高山市荘川町六 厩 2 4 7 番地	高山市荘川町六厩の一部
上中地区農業集 落排水処理施設	高山市久々野町 無数河 9 6 5 番 地	高山市久々野町無数河の一部
柳島地区農業集 落排水処理施設	高山市久々野町 柳島 3 9 0 番地 1	高山市久々野町柳島の一部
久々野東部地区 農業集落排水処 理施設	高山市久々野町 大西 6 6 番地 4	高山市久々野町大西の一部及び久々野町小屋名の一部
秋神地区農業集 落排水処理施設	高山市朝日町一 之宿 8 1 3 番地	高山市朝日町一之宿、朝日町宮之前、朝日町桑之島、朝日町胡桃島及び朝日町西洞の一部
名張地区農業集落排水処理施設の項 (略)		
桐谷地区農業集 落排水処理施設	高山市国府町桐 谷 8 7 7 番地 2	高山市国府町桐谷
荒城地区農業集 落排水処理施設	高山市国府町西 門前 3 3 番地	高山市国府町宮地及び国府町東門前 高山市国府町西門前の一部
富士地区農業集 落排水処理施設	高山市国府町金 桶 4 2 1 番地	高山市国府町村山、国府町糠塚及び国府町金桶 高山市国府町瓜巢の一部

折敷地地区農業 集落排水処理施 設	高山市丹生川町 折敷地 2 番地 3 7	高山市丹生川町折敷地
旗鉾地区農業集 落排水処理施設	高山市丹生川町 旗鉾 3 0 番地 4	高山市丹生川町旗鉾
三日町地区農業 集落排水処理施 設	高山市清見町三 日町 1 3 7 1 番 地 2	高山市清見町牧ヶ洞、清見町三日町、清見町藤瀬、清見町福寄及び清見町三ツ谷
大原地区農業集 落排水処理施設	高山市清見町大 原 8 7 6 番地 1	高山市清見町大原
野々俣地区農業 集落排水処理施 設	高山市荘川町 野々俣 7 7 9 番 地	高山市荘川町野々俣
六厩地区農業集 落排水処理施設	高山市荘川町六 厩 2 4 7 番地	高山市荘川町六厩
上中地区農業集 落排水処理施設	高山市久々野町 無数河 9 6 5 番 地	高山市久々野町無数河
柳島地区農業集 落排水処理施設	高山市久々野町 柳島 3 9 0 番地 1	高山市久々野町柳島
久々野東部地区 農業集落排水処 理施設	高山市久々野町 大西 6 6 番地 4	高山市久々野町大西及び久々野町小屋名
秋神地区農業集 落排水処理施設	高山市朝日町一 之宿 8 1 3 番地	高山市朝日町一之宿、朝日町桑之島、朝日町西洞、朝日町宮之前及び朝日町胡桃島
名張地区農業集落排水処理施設の項 (略)		
桐谷地区農業集 落排水処理施設	高山市国府町桐 谷 8 7 7 番地 2	高山市国府町桐谷
富士地区農業集 落排水処理施設	高山市国府町金 桶 4 2 1 番地	高山市国府町村山、国府町糠塚、国府町金桶、国府町瓜巢及び国府町名張

見座地区農業集落排水処理施設の項 (略)		
長倉地区農業集落排水処理施設	高山市上宝町長倉 4 5 6 番地 2 9	高山市上宝町長倉の一部

2 簡易排水処理施設

名称	位置	処理区域
柏原地区簡易排水処理施設の項 (略)		
上小鳥地区簡易排水処理施設	高山市清見町上小鳥 9 2 番地 2	高山市清見町上小鳥の一部
坂下地区簡易排水処理施設	高山市清見町坂下 4 8 8 番地	高山市清見町坂下の一部
鼠餅地区簡易排水処理施設	高山市上宝町鼠餅 1 0 3 番地	高山市上宝町鼠餅の一部

3 小規模集合排水処理施設

名称	位置	処理区域
数河地区小規模集合排水処理施設	高山市滝町 4 6 5 番地 3	高山市滝町の一部
大萱団地地区小規模集合排水処理施設	高山市丹生川町大萱 2 3 番地 3	高山市丹生川町大萱の一部
東さくら台地区小規模集合排水処理施設	高山市丹生川町山口 8 0 番地 1	高山市丹生川町山口の一部
渚地区小規模集合排水処理施設	高山市久々野町渚 8 4 4 番地 1	高山市久々野町渚の一部
西洞地区小規模集合排水処理施設	高山市朝日町西洞 1 6 3 0 番地	高山市朝日町西洞の一部

見座地区農業集落排水処理施設の項 (略)		
長倉地区農業集落排水処理施設	高山市上宝町長倉 4 5 6 番地 2 9	高山市上宝町長倉

2 簡易排水処理施設

名称	位置	処理区域 (この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。)
柏原地区簡易排水処理施設の項 (略)		
上小鳥地区簡易排水処理施設	高山市清見町上小鳥 9 2 番地 2	高山市清見町上小鳥
坂下地区簡易排水処理施設	高山市清見町坂下 4 8 8 番地	高山市清見町坂下
鼠餅地区簡易排水処理施設	高山市上宝町鼠餅 1 0 3 番地	高山市上宝町鼠餅

3 小規模集合排水処理施設

名称	位置	処理区域 (この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。)
数河地区小規模集合排水処理施設	高山市滝町 4 6 5 番地 3	高山市滝町
大萱団地地区小規模集合排水処理施設	高山市丹生川町大萱 2 3 番地 3	高山市丹生川町大萱
東さくら台地区小規模集合排水処理施設	高山市丹生川町山口 8 0 番地 1	高山市丹生川町山口
渚地区小規模集合排水処理施設	高山市久々野町渚 8 4 4 番地 1	高山市久々野町渚
西洞地区小規模集合排水処理施設	高山市朝日町西洞 1 6 3 0 番地	高山市朝日町西洞

設	4 3	
二又地区小規模 集合排水処理施 設	高山市朝日町青 屋 2 8 9 3 番地 9	高山市朝日町青屋の一部
橋戸地区小規模 集合排水処理施 設	高山市朝日町青 屋 3 6 番地 2	高山市朝日町青屋の一部
西門前地区小規 模集合排水処理 施設	高山市国府町西 門前 2 0 1 番地 2	高山市国府町西門前の一部
中山地区小規模集合排水処理施設の項 (略)		

4 個別排水処理施設

名称	位置及び処理区域
個別排水処理施 設	農業集落排水処理施設の処理区域外、小規模集合排水処理施設の処理区域外、簡易排水処理施設の処理区域外、特定環境保全公共下水道施設の処理区域外及び公共下水道施設の処理区域外

設	4 3	
二又地区小規模 集合排水処理施 設	高山市朝日町青 屋 2 8 9 3 番地 9	高山市朝日町青屋
橋戸地区小規模 集合排水処理施 設	高山市朝日町青 屋 3 6 番地 2	高山市朝日町青屋
西門前地区小規 模集合排水処理 施設	高山市国府町西 門前 2 0 1 番地 2	高山市国府町西門前
中山地区小規模集合排水処理施設の項 (略)		

4 個別排水処理施設

名称	位置及び処理区域 (この欄に掲げる区域のうち、供用開始が告示された区域をいう。)
個別排水処理施 設	農業集落排水処理施設の処理区域外、簡易排水処理施設の処理区域外、小規模集合排水処理施設の処理区域外、公共下水道の処理区域外及び特定環境保全公共下水道の処理区域外

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に第2条の規定による改正前の高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の高山市下水道条例の規定によりなされたものとみなす。

3 第1条の規定による改正後の高山市下水道条例及び第2条の規定による改正後の高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している第2条の規定による改正前の高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例による高山市農業集落排水処理施設の使用で、施行日から1月を経過する日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。